

そうごうふくしぶかい だい かい 総合福祉部会 第14回	
H23.5.31	しりょう 資料 3

ぶかいさぎょうち ーむいきちいきせいかつ しげんせいび ぎじょうし がつ
部会作業チーム（地域生活の資源整備）議事要旨（4月）

1. 日時：平成23年4月26日（火）14：10～17：10

2. 場所：厚生労働省17階21会議室

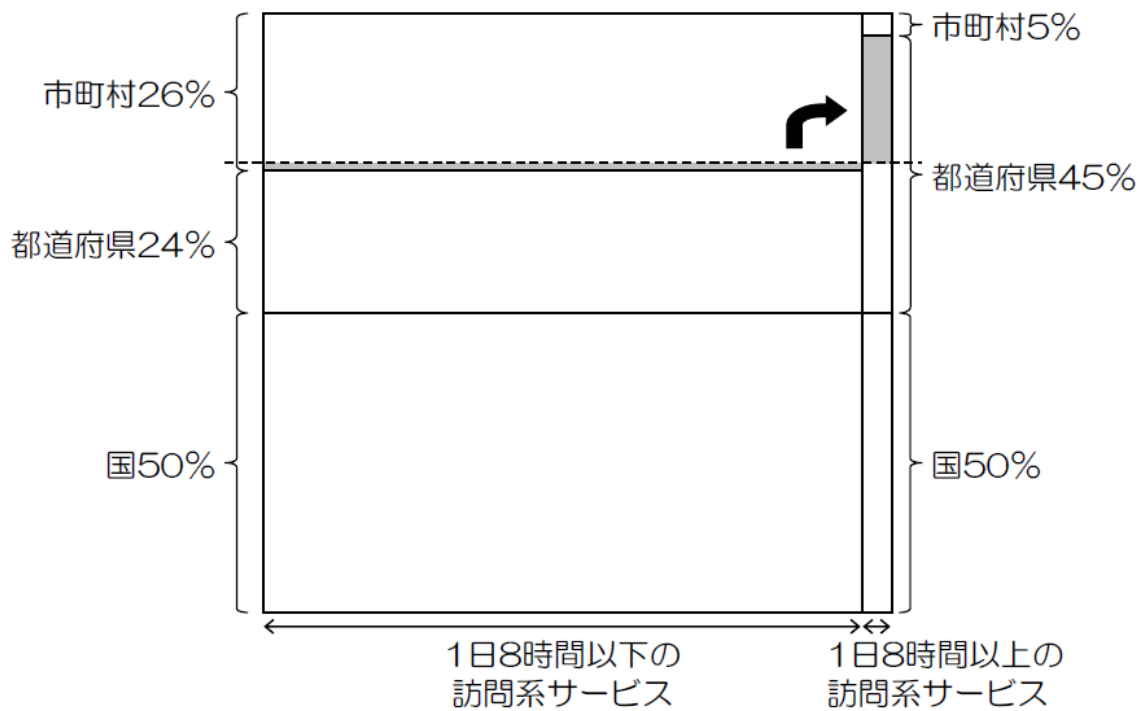
3. 出席者
もりざちょう たけばたふくざちょう いしばしいん おおはまいん おのうえいいん にしたきいいん
森座長、竹端副座長、石橋委員、大濱委員、尾上委員、西滝委員、
ひがしがわいいん わたいいん
東川委員、渡井委員

4. 議事要旨

(1. 国庫負担基準について)

・24時間の支給決定については、25%の市町村負担が負担出来なくて、支給
決定できないところがたくさんある。

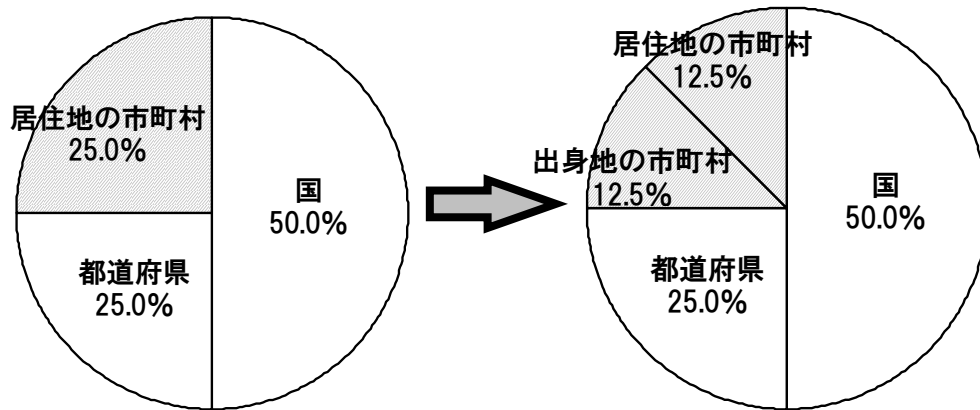
・ホームヘルプについて、8時間を超える支給決定をする場合は、市町村負担は
5%程度に下げ、都道府県が45%を負担し、8時間以内の支給決定をする場合
は、市町村負担を26%とし、都道府県負担の1%をプールして使うようにする案
を提示した。（下図参照）



・8時間を境にしている理由は、重度訪問介護の区分6の国庫負担基準が約40万円、月212時間程度の単価となり、1日当たり7時間超であることから、8時間を境にしている。

・施設入所の場合の居住地特例と同様に居住地と出身地で分担できないか。

・施設から地域生活に移行し、施設のある市町村で生活する場合、半分でも施設の所在地の市町村が負担するということであれば、施設設置に慎重になるのではないか。（下図参照）



ちいきこう すす じげんそち しゅしんち しちょうそん ふたん
 ・地域移行を進めるとしたら、時限措置としても25%を出身地の市町村が負担することも考えられるが、居住地と出身地が半々というのはなぜか。

しきゅうけつてい きょじゅうち おこな ひょうふたん しゅつしんち むずか
 ・支給決定については、居住地が行って、費用負担だけ出身地というのは難しいのではないか。

 おなさーびす う しきゅうけつてい しきゅうりょう わ かんが
 ・どこにいても同じサービスが受けられるように支給決定と支給量は分けて考えるべき。

ふたんわりあい ひと わ ふくざつ
 ・負担割合を人によって分けるとなると複雑になるのではないか。

もう しゃ にゅうしょせつ はい じゅうみんひょう うつ ちいきせいかつ
 ・盲ろう者が入所施設に入ろうとして住民票を移そうとしたら、地域生活に移行した後に福祉サービスを負担しないといけないということで、住民票を移せない事例がある。

すうえーでん しゃかいてきにゅうしょ にゅういん へ はいけい ひょうふたん しゅつしん
 ・スウェーデンが社会的入所・入院を減らした背景には、費用負担を出身自治体に一元化したことである。障害者は一定の割合でどこでもいるのであり、施設が集中しているところが負担を被るのはおかしいのではないか。

 じかん かいごたいせい ひつよう よる じ あさ
 ・24時間の介護体制が必要であることははっきりしている。夜10時から朝までの介護に係る費用は国が責任を持つべきである。

にゅうしょせつ ちいきせいかつ いこう とし きょじゅうち ふたん
 ・入所施設から地域生活に移行した時に、その居住地が25%いきなり負担しなくてはならないという点を変えないといけない。

げんそく ちゅうりつせい こうへいせい くりあ じげんりっぽう
・原則はすっきりしていないと、中立性・公平性をクリアできない。時限立法
ちいきこう すず わ
で地域移行を進めるというのは分かりやすい。

とどうふけん ふたん ふ あん ていじ くに ふたん ほしょう
・都道府県の負担を増やすという案が提示されているが、国が負担を保障すべきである。

くに ちょうじかんかいご ほしょう い ぜんてい た
・まずは、国が長時間介護を保障すべきと言う前提に立って、それがかなわない
ばあい あん ていじ りかい
場合の案が提示されているという理解でよいか。

くに こっこふたんりつ ひ あ いちばん
・国が国庫負担率を引き上げてもらえれば、それが一番いい。

にゅうしょせつ かか ひょう ほう たか にゅうしょせつ かか ひょう ちいき
・入所施設に係る費用の方がはるかに高い。入所施設に係る費用を地域
せいかつ しえん じゅうじつ ふ わ ぜんてい た にゅうしょせつ かか
生活の支援の充実に振り分けるという前提に立つのか、入所施設に係る
ひょう せいり
費用をそのままにするのか整理しないといけない。

まとめ

ぜんてい ちいきこうしゃ ちいきせいかつ じゅうどしゃ ふたん しきゅうけつてい かた
前提：地域移行者と地域生活をする重度者では、負担と支給決定のあり方
か

を変えるべき

ちいきこう ひと しゅっしんじちたい ざいせいふたん こうきゅうてき けんとう
地域移行する人：出身自治体の財政負担（恒久的かどうかは検討）＋
きょじゅうじちたい しきゅうけつてい

居住自治体での支給決定

ちいきせいかつ じゅうどしゃ げんこう こっこふたんりつじょう くにふたん げんそく むり
地域生活する重度者：現行の国庫負担率以上は国負担が原則。無理なら
とどうふけん ききんか ふく たいおう かんが
都道府県での基金化も含めた対応を考えるべき。

えふ しょうがいしゃじりつしえんほう ざいたくさーびす ふく ぎむてき
(2. F-4-1 障害者自立支援法では「在宅サービスも含めて義務的
けいひか こっこふたんきじゅん はんいない こっこふたん
経費化」とされたが、国庫負担基準の範囲内にとどまっている。そのため、国庫負担
きじゅん じじつじょう さーびす じょうげん じちたい おお してき こえ
基準が事実上のサービスの上限になっている自治体が多いと指摘する声がある。
かん ひょうか もんだいかいけつ かんが
このことに関する評価と問題解決についてどう考えるか?)

こっこふたんきじゅん うわまわ さーびす しきゅうけつてい おこな しちょうそんたんどく
・国庫負担基準を上回るサービスの支給決定を行うと、市町村単独の
ざいせいふたん
財政負担となっている。

しちょうそん そうひようがく ふたんたいしょうがく こっこふたん
・市町村の総費用額を負担対象額とし、1/2を国庫負担する。

こっこふたんきじゆん かくじちたい じじつじょう さーびすじょうげん
・国庫負担基準を、各自治体は事実上のサービス上限としている。

ぎむてきけいひ ちいきかんかくさ へいじゆんか かんてん ひつよう
・義務的経費であることは、地域間格差の平準化の観点から必要。

ほうもんけい こっこふたんきじゆん はいし ぜんがく こっこふたん たいしょう
・訪問系の国庫負担基準を廃止して、全額を国庫負担(50%)の対象とする
さいていじょうけん
のが最低条件。

こっこふたんきじゆん ちょうか しちょうそん じゅうどしょうがいしゃ てきせつ じかんすう
・国庫負担基準を超過している市町村では、重度障害者に適切な時間数
しきゅうけつてい
が支給決定されない。

こっこふたんきじゆん しきゅうりょう めやす じょうげん さよう
・国庫負担基準が、支給量の目安や上限であるかのように作用してしまう。

ひつよう さーびすりょう しきゅうけつてい くに しちょうそん い
・必要なサービス量を支給決定するように、国は市町村に言わないといけない。

こっこふたんきじゆん みなおし きじゆん
・国庫負担基準を見直し、基準をあげるべき。

ちいき せいかつ けんり ほしょう しょうがいしゃ じつたい にーず あ
・地域で生活する権利を保障するため、障害者の実態とニーズに合わせた
しきゅう
支給にすべきである。

こっこふたんきじゆん ひく さーびすりょうりょう へるばーなど たいぐう ひく すいじゆん
・国庫負担基準が低いため、サービス利用料やヘルパー等の待遇が低い水準
である。

こっこふたんきじゆん おおはば かくじゅう ざいせいなん じちたい ざいせいしえん ひつよう
・国庫負担基準の大幅な拡充と、財政難な自治体に財政支援をする必要がある。

くに そうひようがく ふたん とどうふけん ふたん しちょうそん のこ ふたん
・国が総費用額の1/2負担し、都道府県が1/4負担しても、市町村は残り1/4の負担
でき
が出来ない。

しんさい ふっこう ぎろん なか しゃかいほしょうひ よくせい ふっこうこんなん
・震災からの復興の議論の中で、「社会保障費を抑制しないと復興困難」
しんぶんきじ
との新聞記事があった。

たんじゆん ひよう ぞうか しゅちょう にゅうしょ にゅういん ざいげん ふわ
・単純に費用の増加を主張するのではなく、入所、入院の財源を振り分け

ふく ぎろん ひつよう
することも含めて議論する必要がある。

ふっこう しゃかいほしょう ろんちよう いんくるーしぶ しゃかい しんせい
・復興か社会保障かとの論調があるが、インクルーシブな社会への新生が
だいじ
大事である。

いんくるーしぶ まち ささ しく だいじ さいがい ふっこうさく
・インクルーシブな町づくりと支えあいの仕組みが大事であり、災害からの復興策を
ふく ほうこくしょ だ
含めた報告書を出すべき。

まとめ

よさん しょうがいしゃ にーず ちゅうしん けんとう
はじめに予算ありき、ではなく、まずは障害者のニーズを中心に検討すべき。
にーず つ あ かたち ひつよう しきゅうけつてい ひつよう げんじよう
そのニーズを積み上げる形で、必要な支給決定がなされる必要がある。現状
こっこふたんきじゆん かたち じっしつてき よさんじようげん せつてい すく
では国庫負担基準という形で実質的な予算上限を設定しているため、少
ぢちたい こっこふたんきじゆん じじつじよう さーびすじようげん そうごう
なからぬ自治体が、国庫負担基準を事実上のサービス上限としている。総合
ふくしほう しょうがいしゃ じつたい にーず あ ちいき く けんり
福祉法においては、障害者の実態とニーズに合わせ、「地域で暮らす権利」を
ほしょう ざいげん かくほ ほうさく じようき こっこふたん
保障するための財源を確保すべきである。そのための方策は、上記の「国庫負担
きじゆん さんしよう いんくるーしぶ しゃかい ふっこう しんせい
基準について」のまとめを参照。また、インクルーシブな社会への復興・新生
む にゅうしょ にゅういんしせつ ざいげんとうにゅう ちいきしげん く か けんとう
に向け、入所・入院施設への財源投入の、地域資源への組み替えも検討す
べきである。

ちいきせいかつこう しゃかいてきにゅういん にゅうしょ ふせ せいび けつろん しめ
(3. 地域生活移行(社会的入院・入所を防ぐための整備)の結論で示
ちやくじつ じっこう かんが しょう しゃせいどかいかくすいしん
したように、着実に実行すべきと考えるが、障がい者制度改革推進
かいぎ だいにじいけん ちいきせいかつこう ”くに いってい ねんじもくひよう
会議「第二次意見」では、地域生活移行については“国は一定の年次目標
かか と く ねんじもくひよう じつげん うけいれさき きよじゅう
を掲げて取り組むべきであり、その年次目標の実現のため受入先となる居住
とう けいかくせいび ひつよう じちたい しょうがいふくしけいかくなど ちいきせいかつ
等の計画整備が必要”としている。自治体が障害福祉計画等で地域生活
しえん そくしん けいかく た ちやくじつ じっこう ぐたいてき ないよう
支援を促進する計画を立て、それを着実に実行するための具体的な内容につ
かんが
いて、どう考えるか?)

ちいきこう すす す しゅうろう ふく にちちゅうかつどう ば かくほ
・地域移行を進めるためには、住まい、就労を含めた日中活動の場の確保、
ざいたくさーびす じゅうじつ きんきゅうじたいおう せいびなどばらんすよ じっし
在宅サービスの充実、緊急時対応の整備等バランス良く実施されていく

ひつよう
必要がある。

ちいきいこう かんきょう ととの だいいち いこうしゃ よ そ ちいきいこう すす
・地域移行への環境を整えることが第一で、移行者に寄り添って地域移行を進める。

すうち まいとしこうひょう じっせき ひく しちょうそん じゅうてんしどう
・数値を毎年公表し、実績の低い市町村は重点指導する。

たいいん ちいきいこう そうだんしえんなど おこな きーぱーそん かくほ
・退院から地域移行するにあたり、相談支援等を行う、キーパーソンの確保が
ひつよう
必要である。

ぎょうせい けいかくりつあん じっこう えねるぎー つい
・行政は、計画立案ではなく実行にエネルギーを費やすべき。

ちいき う い しく で き じゅうきょ いったいわく かくほ ひつよう
・地域で受け入れる仕組みづくりが出来ていないので、住居の一定枠の確保が必要。

う さら おお かだい まえ ほんにん いし く と
・受け皿がないのが大きな課題だが、その前に本人の意志をしっかりと汲み取らないといけない。

ほんにん いこう もと けいかく
・本人の意向に基づいた計画になっていない。

ぐるーぷほーむ けあほーむ こうえいじゅうたくなど さまざま じゅうたく せんたくし
・グループホームやケアホームだけでなく、公営住宅等の様々な住宅も選択肢にいれる。

にっちゅうかつどう ふく けいかく
・日中活動も含んだ計画にしないといけない。

まとめ

ちいきせいかついこう ほんにん いこう もと けいかく ひつよう うえ
地域生活移行は、まず本人の意向に基づいた計画である必要がある。その上で、
す しゅうろう ふく にっちゅうかつどう ば かくほ ざいたくさーびす じゅうじつ きんきゅう
住まい、就労も含めた日中活動の場の確保、在宅サービスの充実、緊急
じたいおう せいび ばらんす けんとう ひつよう いこうしえん
時対応の整備などもバランスよく検討される必要がある。そのために、移行支援の
きよてんづく ひつようふかけつ こと こうじゅつ ちいきじりつしえんきょうぎかい
拠点作りも必要不可欠である。これらの事を、後述の地域自立支援協議会な
きょうぎ くに けいかく じんこうわ あんぶんすう ちいき じつじょう おう
どで協議し、国の計画の人口割り案分数ではなく、地域の実情に応じた
ほとむあつぷ しょうがいふくしけいかく じっこう む げんじつてきけいかく さくせい
ボトムアップの障害福祉計画として、実行に向けた現実的計画を作成すべきである。

しょうがいふくしけいかく ちいきじりつしえんきょうぎかい こべつしえんけいかく れんどう
(4. (5) ① 障 害 福 祉 計 画 と 地 域 自 立 支 援 協 議 会、 個 別 支 援 計 画 の 連 動
じかん ちょうじかんかいご しょうがいしゃ ちょうじかんりようしゃ じりつしえん
について、24時間など長時間介護の障 害 者 や 長 時 間 利 用 者 を 自 立 支 援 して
しょうがいしゃだんたいなど げんそく いいん さんか とうじしゃ
いる障 害 者 団 体 等 も、 原 則 として委員として参加させることによって、当事者
しゅどう じりつしえんきょうぎかい かくりつ かんが
主 導 の 自 立 支 援 協 議 会 を 確 立 す る べ き と す る こ と に つ い て、 だ う 考 え る か？)

ちいきじりつしえんきょうぎかい とうじしゃ さんかく いけん はんえい せさく
・ 地 域 自 立 支 援 協 議 会 に 当 事 者 が 参 画 す る こ と で 意 見 が 反 映 さ れ た 施 策 が
すいしん
推 進 さ れ る。

しょうがいふくしけいかく ぎょうせい じっせき もと つく とうじしゃ い
・ 障 害 福 祉 計 画 は、 行 政 が 実 績 を 元 に 作 っ た も の で、 当 事 者 を 入 れ て そ ろ
かじ き
そ ろ 舵 を 切 る べ き。

じかんかいごりよう とうじしゃ わ みまも にん わ
・ 24時間介護利用の当事者でないと分からないことや、見守りをやった人でないと分
じんこうこきゅうき おーじえていー げんば たいけん ひと
からないことがある。人工呼吸器の O J T をやり、現場を体験した人と
しどう ひと さんかく
指 導 で き る 人 が 参 画 す べ き。

しょうがいとうじしゃさんかく かんが かつ じりつしえんきょうぎかい しく なか せいり
・ 障 害 当 事 者 参 画 の 考 え 方 が 自 立 支 援 協 議 会 の 仕 組 み の 中 で 整 理 さ れ て
い ない。

ちいきじりつしえんきょうぎかい かくしょうがい さーびす りようとうじしゃ で
・ 地 域 自 立 支 援 協 議 会 は、 各 障 害 の サ ー ビ ス の 利 用 当 事 者 が 出 ない と、
かくしょうがい もんだい で
各 障 害 の 問 題 が 出 て こ ない。

しょうがいしゃだんたい さんかく ぎむ わたし だんたい かくちいき
・ 障 害 者 団 体 の 参 画 を 義 務 と す る べ き だ が、 私 の 団 体 は 各 地 域 で ほ と ん ど
は い
入 っ て い ない。

もう しゃ ぜんこく にん とうじしゃ さんかく たいせつ
・ 盲 ろ う 者 は、 全 国 に 22,000 人 し かい ない の で、 当 事 者 の 参 画 は 大 切 で あ
もう しゃ じりつしえんきょうぎかい さんかく はつげん むずか
り、 な かな かな 盲 ろ う 者 が、 自 立 支 援 協 議 会 へ 参 画 し て 発 言 す る の は 難 し い。

まとめ

じりつしえんきょうぎかい とどうふけん しちょうそん きょうぎかい せっち ぎむづ
自 立 支 援 協 議 会 は、 都 道 府 県 お よ び 市 町 村 の 協 議 会 の 設 置 の 義 務 付 け お よ び
じゅうどしょうがいしゃ ふく さまざま しょうがいとうじしゃ ほごしゃ さんかくぎむづ めいき
重 度 障 害 者 も 含 め た 様 々 な 障 害 当 事 者 ・ 保 護 者 の 参 画 義 務 付 け を 明 記 す
ちいきじりつしえんきょうぎかい しょうがいふくしけいかく さくてい じっしつてき かんよ
る。 地 域 自 立 支 援 協 議 会 は、 障 害 福 祉 計 画 の 策 定 に 実 質 的 に 関 与 す る こ
ほう きてい とどうふけんじりつしえんきょうぎかい まいのりていしょうがいしゃ さんかく
と を 法 で 規 定 す る。 都 道 府 県 自 立 支 援 協 議 会 に は、 マ イ ノ リ テ ィ 障 害 者 の 参 画
ほしょう ちいきじりつしえんきょうぎかい しちょうそん こういきてき せんもんてき じょうほう
保 障 と、 地 域 自 立 支 援 協 議 会 や 市 町 村 へ の 広 域 的 ・ 専 門 的 な 情 報

ていきょう じょげん しちょうそんしょうがいしゃふくしけいかくさくてい しえんきのう もと
提供と助言や市町村障害者福祉計画策定の支援機能が求められる。

だい かい ちいきせいかつ しげんせいび さぎょうち ーむしりょうなか かいごほけんゆうせん
*なお、第2回「地域生活の資源整備」作業チーム資料中(4)「介護保険優先」
げんそく ぎだい ざちょうかいぎ けんとう さい とうちーむ
原則についての議題については、座長会議で検討されるので、その際に当チームの
いけん さんこう
意見を参考にさせていただくこととする。

ちいきかつどうしえんせんたー じぎょうないようなら しょうきぼさぎょうしょ
(5.(3)地域活動支援センターの事業内容並びにいわゆる小規模作業所の
しんたいけい いこう さぎょうしょ もんだいてん けんしょう ふく
うち、新体系に移行できない作業所の問題点の検証を含み、どのように
たいしよ かんが
対処すべきと考えるか?)

しょうきぼさぎょうしょ りょうしゃ りべんせい かんが じりつしえんほううえ りょうていいん
・小規模作業所の利用者の利便性を考えると、自立支援法上の利用定員
など とうふけん じゅうなん せつてい けんげんいじょう
等は、都道府県が柔軟に設定できるよう権限委譲すべきである。

しょうきぼじぎょうしょ しんたいけいいこう ともな じむさぎょう ぞうだい がつべい
・小規模事業所については、新体系移行に伴う事務作業の増大や合併へ
しえん かない
の支援が課題。

しょうきぼじぎょうしょ いこう りゆうとう はな あ ひつよう
・小規模事業所は、移行できにくい理由等について話し合いが必要である。

ちいきかつどうしえんせんたー ちいきせいかつしえんじぎょう ひつすじぎょう にんしき ちいきかつどう
・地域活動支援センターは、地域生活支援事業の必須事業と認識。地域活動
しえんせんたー きそぶん ちほうこうふぜい ちいきかんかくさ おお
支援センターの基礎分は地方交付税によるため、地域間格差が大きい。

しょうきぼさぎょうしょ ちいきかつどうしえんせんたー かた みなお あら
・小規模作業所、地域活動支援センターのあり方について見直し、新たに
でいあくていびていーせんたー につちゅうかつどう ば
ダイアクティビティーセンターを日中活動の場としてはどうか。

しょうきぼさぎょうしょ しちょうそん つく おな しょうがいしゃ にんいじょう つく
・小規模作業所を市町村が作るには、同じ障害者が5人以上いないと作
もう しゃ かず すく うえ しちょうそん ち もう
れない。しかし、盲ろう者の数は少ない上に、市町村に散らばっているのに、盲
しゃ さぎょうしょ つく つく
ろう者の作業所を作ろうとしても作れない。

につちゅうかつどう ば ちいきかつどうしえんせんたー しょうきぼさぎょうしょ やくわり せいり
・日中活動の場、地域活動支援センターや小規模作業所の役割を整理すべ
きである。

しょうきぼさぎょうしょ ばあい くんれんとうきゆうふ ちいきかつどうしえんせんたー いこう
・小規模作業所をなくした場合、訓練等給付や地域活動支援センターに移行
せんたくし
する選択肢もある。

しょうきぼさぎょうしょ にーず たにま どくじ やくわり しんぼう
・小規模作業所は、ニーズの谷間みみたいな独自の役割があり、新法においても
にーず たにま のこ
ニーズの谷間として残しておくべきではないか。

しょうきぼさぎょうしょ いま せーふていーねっと やくわり せいり
・小規模作業所については、今までのセーフティネットとしての役割などを整理
すべき。

とどうふけん なか しちょうそん ちいきかつどうしえんせんたー さぎょうしょ
・都道府県の中には、市町村が地域活動支援センターをやっているから、作業所
う と
をやらなくていいと受け止めているところもあるようだ。

ちいきかつどうしえんせんたー ようけんとう とどうふけん ていどころむひつよう
・地域活動支援センターの要件等については、都道府県もある程度絡む必要があ
る。

ちいきかつどうしえんせんたー りようしゃ りべんせい かんが じんこうひ
(6. (4) 地域活動支援センターの利用者の利便性に鑑み、人口比ではなく
めんせき あ せいび ひつよう かんが かた かんが
面積に合わせた整備が必要とする考え方についてどのように考えるか？また、
ざいせいてきしえん ようけんかんわ ふく しょうきぼ ちいきかつどうしえんせんたー ふ
財政的支援と要件緩和を含めた小規模な地域活動支援センターを増やす
ひつようせい かんが
必要性についてどのように考えるか？)

ちいきかつどうしえんせんたー せいびほうしん ちいき じつじょう はんたん
・地域活動支援センターの整備方針については、地域の実情により判断すべき
じこう かんが ざいせいてきしえん ようけんかんわ しょうきぼ ちいきかつどうしえん
事項と考えるが、財政的支援と要件緩和により、小規模な地域活動支援
せんたー かのう
センターも可能とすべき。

しんたいけい いこう しえんさく あたら ふくしほう いこう おこな
・新体系に移行するための支援策、新しい福祉法への移行を行うのならば、
けいかそち いこうしえんさく いこうごていちゃくさく ひつよう
経過措置・移行支援策・移行後定着策などが必要。

ようていいん ちほうじちたい じゅうなん せつてい
・利用定員については、地方自治体において柔軟に設定できるようにすべき。

せいかつ ば ちか りようしゃ かつどう ば ひつよう ばあい かそち ひじょう むずか
・生活の場の近くに利用者の活動の場が必要な場合、過疎地は非常に難しく、
けいえいてき むり
経営的に無理。

じったい はあく じんこうひ めんせきとう さまざま にーず たいおう じぎょう
・実態を把握し、人口比、面積等ではなく、様々なニーズに対応できる事業

ないよう じんいんはいち きじゆん せんたくし せいり ふ ひつよう
内容と人員配置によって基準の選択肢を整理し、増やす必要がある。

さぎょうしょいじょう ちいきかくさ ひろ ちいきかつどうしえんせんたー さいど
・作業所以上に地域格差の広がった地域活動支援センターについては、再度
けんとう
検討すべき。

ちいきかつどうしえんせんたー ちいき とくせい はいりよ ひつよう
・地域活動支援センターは地域の特性に配慮する必要がある。

ちいきかつどうしえんせんたー ざいせいてきしえん まんえん ちほうこうふぜい
・地域活動支援センターの財政的支援は150万円しかなく、地方交付税は5
まんえんつ くに せつめい じちたい たんとうしゃ ころう
00~600万円積まれていると国は説明しているが、自治体の担当者は苦勞し
しょうがいしゃとうまいのりていー かん ぶんや ちほうこうふぜい
ている。障害者等マイノリティーに関する分野では、地方交付税としているこ
てきとう
とは適当ではないのではないか。

ちいきかつどうしえんせんたー がた こべつきゆうふ じちたい
・地域活動支援センターの3型については、個別給付にするのではなく自治体の
さいりょう
裁量とすべき。

ちいきかつどうしえんせんたー ざいげん まんえん ちほうこうふぜい まん
・地域活動支援センターの財源は150万円で、地方交付税500~600万
えん かしょあたり がた きじゆんがく はいぶん
円であるとすると、1カ所当たりの3型の基準額はどういう配分になるのか。
ざいせいせいやく で ちいきかんかくさ しょう じぎょうごと はいぶん
財政制約が出てくるので地域間格差が生じることから、事業毎の配分を
かなが ひつよう
考える必要がある。

ちいきかつどうしえんせんたー いいん いけん ようけんかんわ
・地域活動支援センターについては、ほかの委員の意見にあるように要件緩和を
じゅうなん せつてい ちいきせいかつしえんじぎょう じちたい さいりょう まか せんくてき
柔軟に設定し、地域生活支援事業のように自治体の裁量に任せ、先駆的
もでるじぎょう おうえん せいり
モデル事業については応援するような整理としたい。

よう しょうきぼさぎょうしょ ひつようせい もんだい しょうきぼさぎょうしょ
・要するに小規模作業所の必要性の問題であり、これまで小規模作業所が
にな たよう やくわり かつどうじつたい てんかい せいどか
担ってきた多様な役割や活動実態をふまえて展開していけるような制度化が
ひつよう
必要。

しょうきぼさぎょうしょ は たよう しゃかいてきしめい ちいきかつどうしえん
・小規模作業所が果たしてきた多様な社会的使命をふまえて、地域活動支援
せんたー いこう せんたー い りようていいん
センターに移行できるようにすべきであり、センターを活かすためにも、利用定員を1
めい めい しちょうそん さいりょう あた
0名から5名にするなど市町村に裁量を与えるべきである。

まとめ

げんじょう しょうきぼさぎょうしょ にーず たにま う きのう せーふていーねっときのう
現状の小規模作業所は、ニーズの谷間を埋める機能やセーフティーネット機能を
は きのう ちいきごと とくせい こべつきゅうふか
果たしてきた。これらの機能は地域毎の特性もあり、個別給付化になじみにくいもの
しょうきぼさぎょうしょ たよう じったい ちいきかつどうしえんせんたー
もある。そのため、小規模作業所の多様な実態をふまえて地域活動支援センター
はってんてき あんていてき しゅうやく せっちようけん かんわ おこな いちげんか ほうこう
に発展的・安定的に集約し、設置要件の緩和を行い一元化する方向と
りようしゃていいん ないよう とどうふけん しちょうそん せっち
してはどうか。利用者定員やその内容については、都道府県や市町村にその設置
きじゆん さいりょう も など くふう ひつよう しんたいけいこう た につちゅう
基準の裁量を持たせる等の工夫も必要。また、新体系移行や他の日中
かつどう せいり しゅうろう ごうどうさぎょうちーむ けつろん ふ そうごうてき
活動との整理については、就労の合同作業チームの結論も踏まえ、総合的に
はんたん
判断すべきである。

いじょう
以上